

第1回 循環共生型の地域づくりに向けた検討会 資料

循環共生型の地域づくりに向けた 検討会について

2014年10月30日

環境省総合環境政策局

1. 本検討会の背景

(1)中央環境審議会の議論：低炭素・資源循環・自然共生施策の統合的アプローチ

平成26年7月に発表された中央環境審議会意見具申(「低炭素・資源循環・自然共生施策の統合的アプローチ～環境・生命文明社会の創造～」)においては、低炭素・資源循環・自然共生施策の統合的アプローチによって、「地域経済循環の拡大」、「健康で心豊かな暮らし」等の我が国の経済・社会的課題に対応し、環境基本計画に盛り込まれている「環境・経済・社会」の統合的向上の実現を目指すこと、その具体的な姿としての「地域循環共生圏」を具体化することが求められている。

(2)「まち・ひと・しごと創生本部」の設立：人口減少社会における持続可能な地域の在り方の検討

我が国の社会・経済は、少子高齢化・人口減少、経済の低成長、社会保障費の増大、巨額の財政赤字等、多くの課題に直面している。とりわけ地方においては、我が国全体の課題を先取りする形で、人口減少、地域経済の疲弊、中心市街地の空洞化、買物難民の発生、地域コミュニティの弱体化、公共交通の衰退、行政コストの増加といった問題が顕在化し、自治体消滅の危機が取り沙汰されている。

このような背景から、政府全体の動きとして、「まち・ひと・しごと創生本部」(本部長：総理)が設立され、人口減少下における持続可能な地域の在り方(地域の産業育成、コンパクトシティ等)の検討が本格化している。

環境省としても、政府全体の動きに呼応し、低炭素地域づくりを通じた地域活性化等、創生本部の検討に貢献する必要がある。

(3)CO2排出量の中長期の大幅な削減に向けての社会経済の仕組みの見直しの必要性

第4次環境基本計画で閣議決定されている温室効果ガスの2050年80%削減に向けて、社会経済の仕組みの見直しが求められている中、今後の地域における対策の在り方についても検討が必要である。また、COP21に向けて、再生可能エネルギーの加速度的な導入をはじめとして、中長期的に大幅な削減量を確保するための取組を大胆に進める必要がある。

(参考1-1)低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチ

低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチ

課題

＜我が国が直面する国内外の複合的諸課題＞

環境

- 気候変動問題
- 生物多様性保全
- 資源の大量消費・大量廃棄
- 化学物質リスク、除染、公衆健康被害の補償・救済 等

経済

- 新たな成長分野の未開拓・未発掘
- 化石燃料の大量輸入による資金流出
- 社会保障費の増大と財政赤字
- 地域経済の疲弊、地域産業の後継者不足 等

社会

- 人口減少・超高齢化社会、地方公共団体の消滅
- 市街地の拡散等によるコスト増
- 東日本大震災を契機に価値観が変化
- コミュニティや人と人とのつながり希薄化 等

現時代が直面する複合的諸課題にトータルに鋭く切り込む新たなアプローチ

環境と生命・暮らしを第一義とする文明論的時代認識と真に持続可能な循環共生型の社会像の追求 ～環境・生命文明社会の創造～

- 100年後まで見通した新たなパラダイム
- 環境への負荷の少ない、循環を基調とする社会経済
- 地域の主体性を最大限に生かした社会経済活動の展開
- 長期的な国の活力と魅力を引き出す国土のグランドデザイン
- 人と自然のいのちの輝きを実感できる社会
- 自然の恵みを基調としたコミュニティや伝統文化の再生
- 健康寿命の延伸と社会保障費の抑制
- 日本の技術力を生かした地域・世界への貢献

戦略

「技術」、「社会システム」、「ライフスタイル」のイノベーションを主軸として、地域から世界までをカバーする6つの基本戦略を展開

環境と経済の好循環

グリーン経済

- ① 環境設備投資の活性化
- ② 環境規制を活用した、環境付加価値を軸としたプロダクトイノベーションと環境とビジネスの振興
- ③ 原料輸入代金削減と自然資源観光の強化

地域経済循環の拡大

地域活性化

- ① 環境金融の充実
- ② 福島等被災地域をはじめとしたエネルギー自立・移住地域等の実現
- ③ 低炭素・資源循環・自然共生等の施策統合による魅力的かつ効率的な生活・交流空間の実現

健康で豊かな暮らしの実現

健康と豊かさ

- ① 自然の恵みの活用と低炭素化・低リスク化
- ② 森・里・川・海のつながり等の再生
- ③ 心豊かな環境の創造によるグッドライフへの転換

ストックとしての国土価値の向上

国土価値の向上

- ① 気候変動への緩和・適応への対応
- ② 循環共生型の地域づくりと自然との共生
- ③ 環境インフラを活用した社会インフラの再構築

あるべき未来を支える技術の開発・普及

環境技術

- ① 持続可能なエネルギー資源の生産・消費の実現
- ② 地域振興や社会システム・ライフスタイル変革の実現
- ③ 我が国が先導的な環境技術の国際展開

環境外交を通じた22世紀型パラダイムの展開

環境外交

- ① 環境対策の経験・実績を生かした国際ルールづくりへの貢献
- ② 優れた環境技術を途上国に大規模展開・グリーン産業を育成
- ③ 環境規制の導入、制度づくり、人材育成の支援

環境政策(低炭素・資源循環・自然共生)の統合的アプローチによる6つの基本戦略の強力な推進

政策

統合・連携によるシナジー

資源循環

低炭素

自然共生

基盤としての安全を確保するための政策(環境リスク管理等)

＜予算、規制的手法、経済的手法や情報的手法を総動員し、各種政策の有機的な統合・連携を推進＞

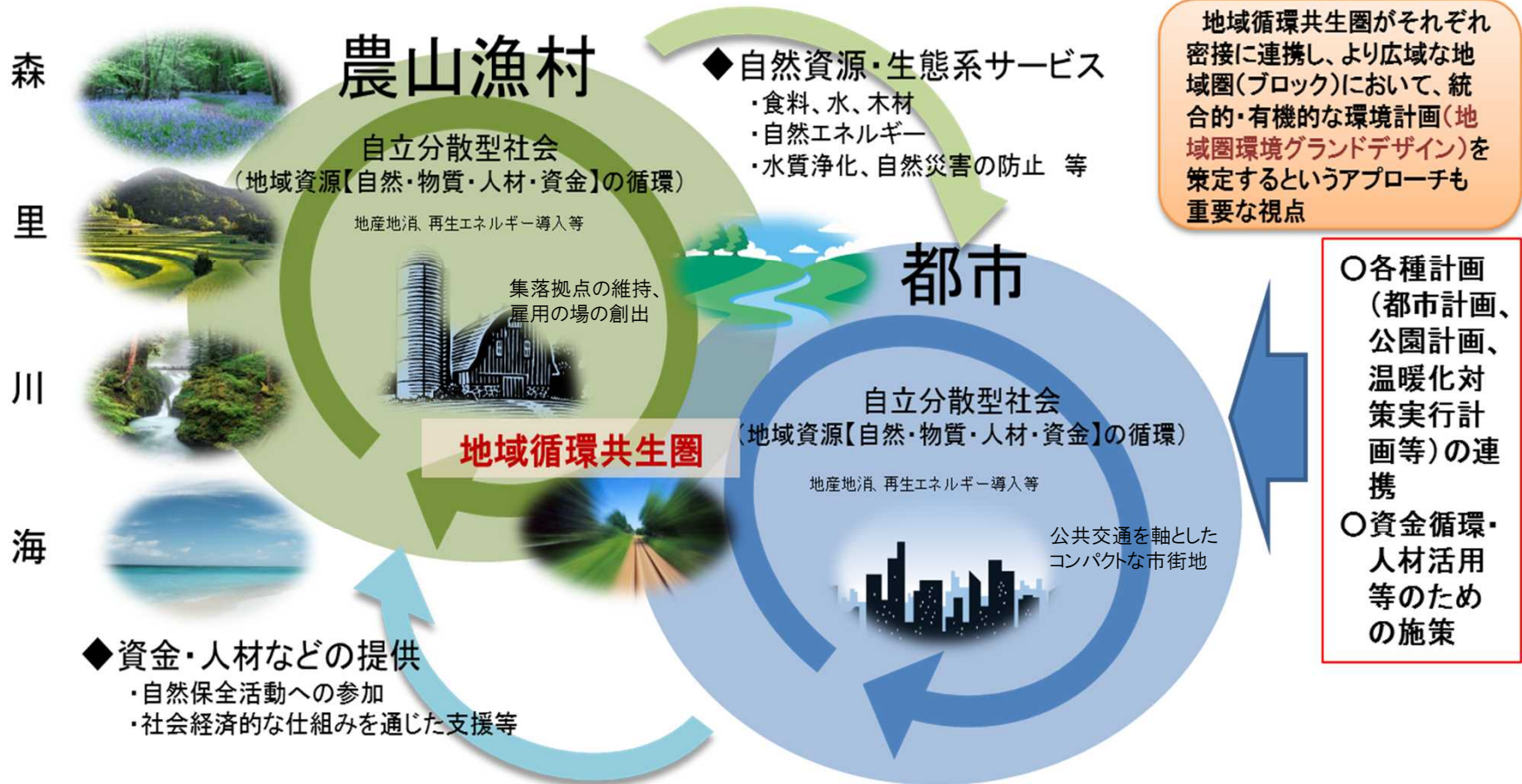
ステージアップ(事業連携から政策連携へ)

関係各省との政策連携

都市政策 教育政策 医療・健康政策 情報通信政策 交通政策 観光政策
農林水産政策 社会インフラ整備政策 エネルギー政策 外交政策 途上国援助政策 等

検討会では、基本戦略のうち、特に地域と関係の深い戦略について検討

(参考1-2)地域循環共生圏のイメージ



2. 検討会の目的

1. 地域が抱える経済社会的課題と環境政策との関係の分析

中環審の意見具申において提示された「地域経済循環の拡大」や「健康で豊かな暮らし」、「地域循環共生圏」の実現に寄与し、また、政府の創生本部の議論にも貢献するため、まず、地域が抱える経済社会的課題と低炭素化施策等との関係について、その分析手法を提示するなど整理する。

(参考)10月22日に石破地方創生担当大臣から提示された「まち・ひと・しごと創生に関する政策を検討するに当たっての原則」において、地域の実情等を踏まえた施策を展開するための原則として、「国の施策の『縦割り』を排除し、客観的なデータにより各地域の実情や将来性を十分に踏まえた、持続可能な施策を支援するものであること。」が盛り込まれている。

2. 統合的アプローチによる地域課題解決に向けた政策の方向性の検討

(1)の地域が抱える経済社会的課題と低炭素化施策等との関係及び国全体の削減目標の達成から果たすべき地方公共団体の役割を踏まえつつ、低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチ(特に低炭素政策)による地域課題解決に向けた政策の方向性を幅広く検討する。

3. 検討会の検討内容

1. 環境政策と経済社会の関係の分析

地域の課題を抽出し、温室効果ガス2050年80%削減に向けた取組をはじめとした低炭素・資源循環・自然共生政策が、地域の課題解決に対してどのように効果を発揮するかを分析する。

特に、中央環境審議会意見具申に掲げられた戦略のうち地域に関連が深い「地域経済循環の拡大」と「健康で心豊かな暮らし」を中心に検討を行う。

(1) 地域経済循環の拡大

生産、分配、支出(投資、消費、域際収支)の経済の三側面において、地域経済循環の拡大と低炭素化施策、温室効果ガス排出量との関係について定量的な分析を行う。

地域における経済的な課題を抽出するための分析手法について、水俣病問題特別措置法に基づく環境省による水俣市に対する支援策の一環として行われた地域経済循環分析をベースに、日本政策投資銀行(DBJ)と協力して実際に都市を選んでケーススタディを行い、他都市への適用等について検討する。その際、同じくDBJと協力し、最大限既存統計を駆使して、年度内に全市町村の地域経済循環分析のための基盤データベースを作成する。

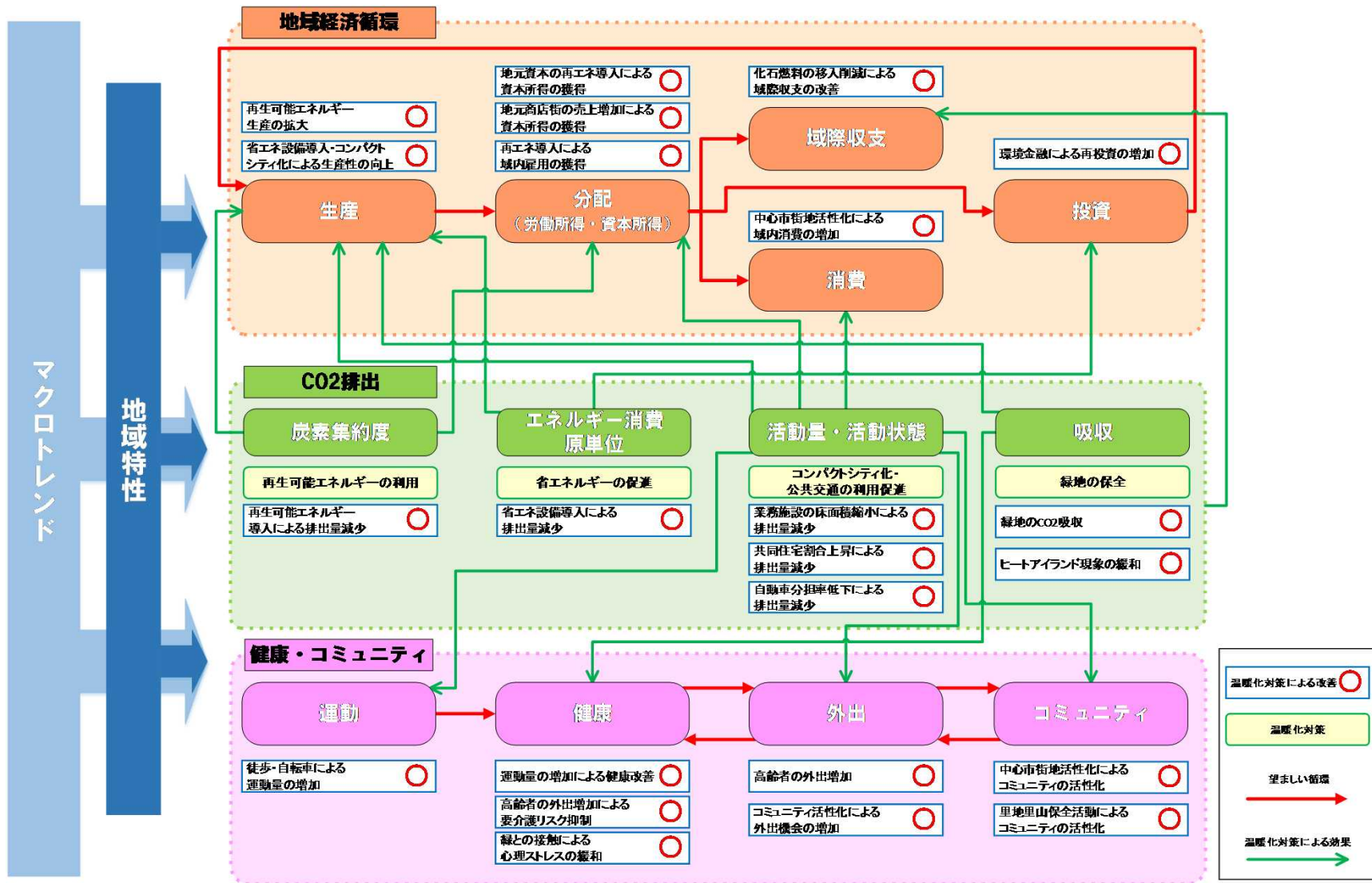
(2) 健康で心豊かな暮らし

人口減少が著しい里地・里山地域での雇用の場の確保やコミュニティの活性化、健康寿命の延伸等と低炭素化施策との関係について整理する。

2. 地域の経済社会的課題の解決のための環境政策の方向性の検討

1. の定量的な分析に基づく等、地域の経済社会的課題の解決に資する低炭素政策をはじめとした環境政策について、国と地方の適切な役割分担等を踏まえつつ、その展開の在り方の方向性を幅広く検討する。

(参考3-1)低炭素政策と地域経済循環、健康等との関係【概略】

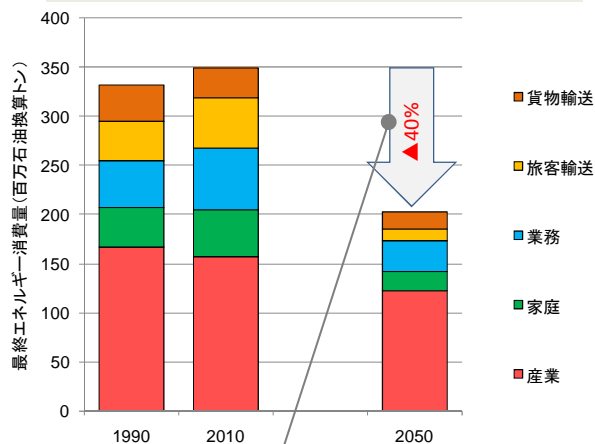


(参考3-2)2050年における温室効果ガス80%削減の姿

中央環境審議会地球環境部会は、2050年における温室効果ガス80%削減の姿を以下のとおり提示した。

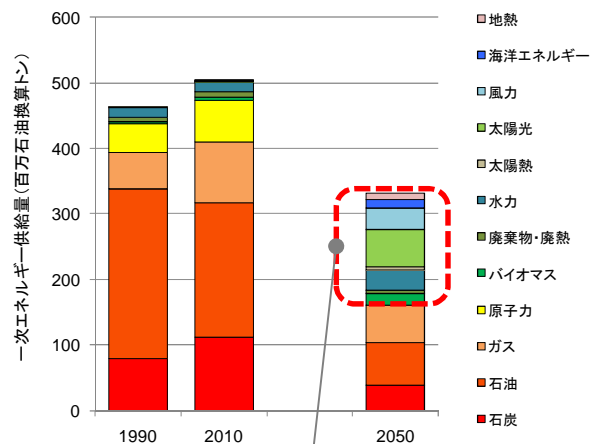
- 2050年の最終消費部門では、特に民生部門と運輸部門において大幅な省エネと電化が実現し、**最終エネルギー消費量が現状の4割程度削減**されている。
- 2050年にはエネルギーの低炭素化が進み、一次エネルギー供給量に占める**再生可能エネルギーの比率が約5割**となっている。
- 2050年に必要な**CCSの量は2億トンCO₂/年**。

最終エネルギー消費量



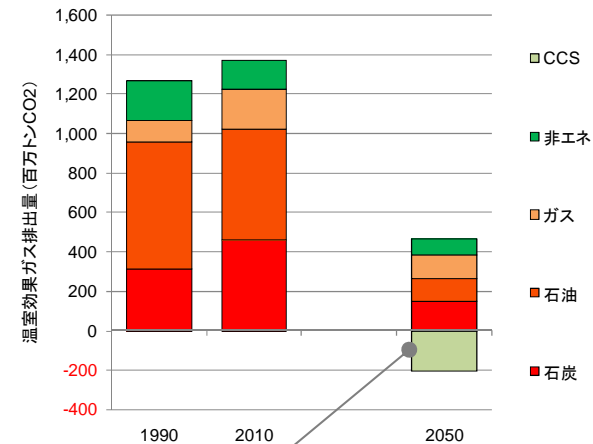
革新的な省エネの実現

一次エネルギー供給量



自然エネルギーの徹底活用

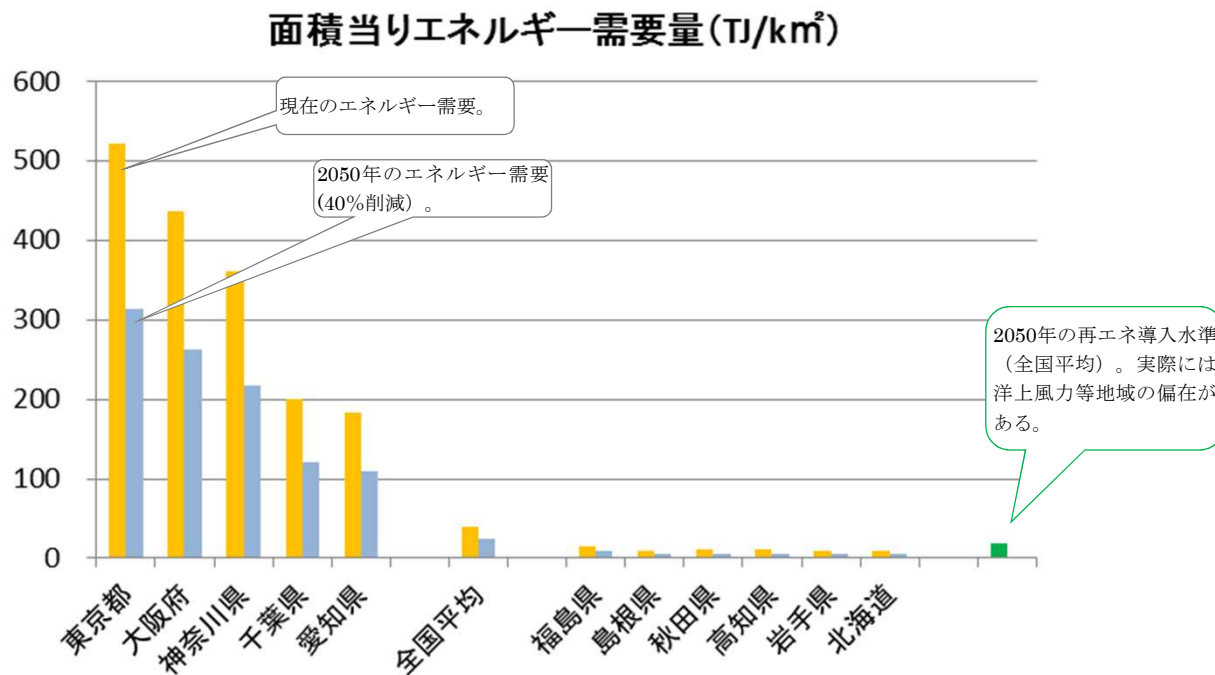
温室効果ガス排出量



CO₂を回収して貯蔵

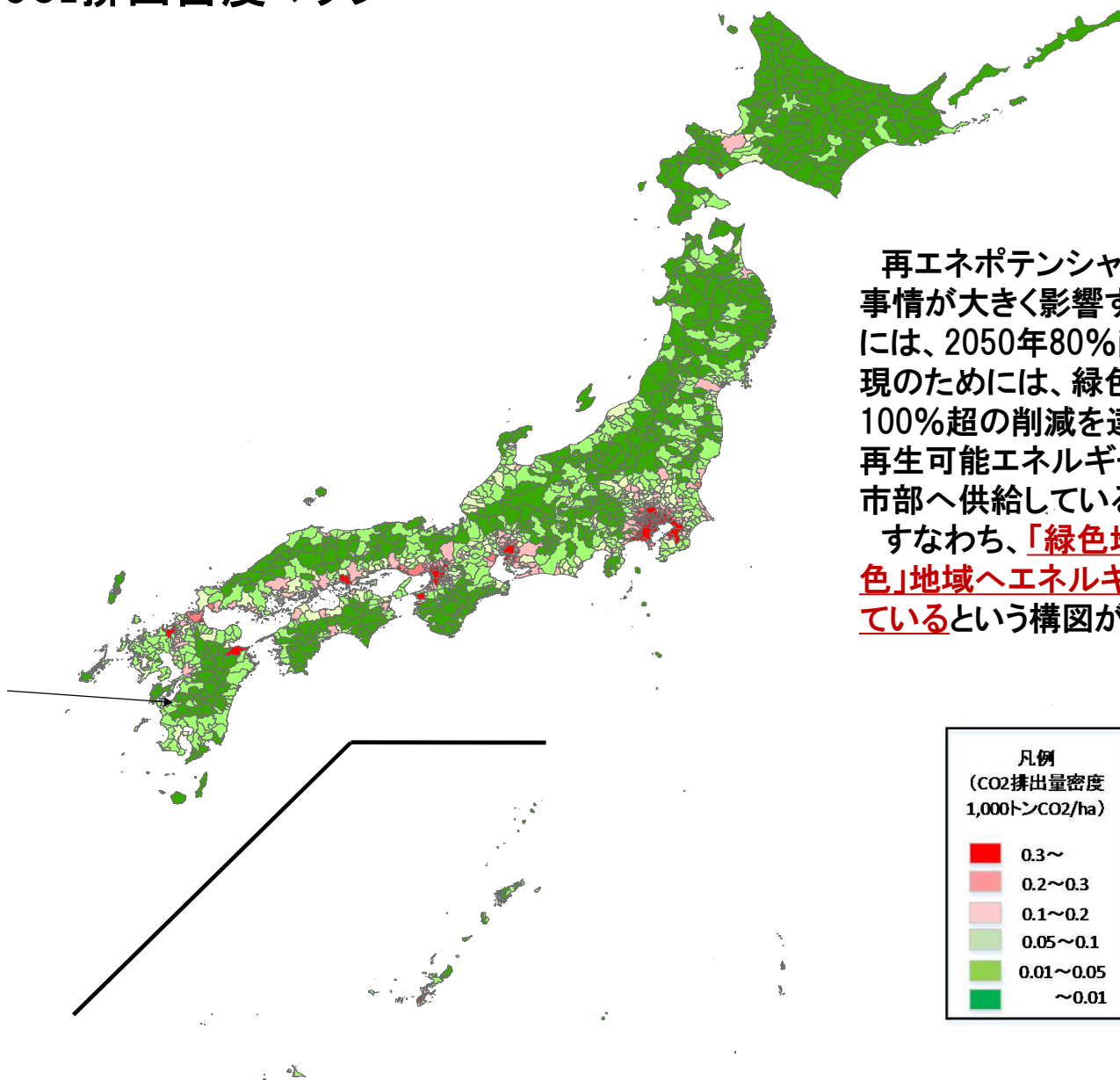
出典：中央環境審議会地球環境部会「2013年以降の対策・施策に関する報告書」(平成24年6月)

(参考3-3)エネルギー自立・移出地域の実現可能性



- 温室効果ガス2050年80%排出削減の試算例として、エネルギー需要量を40%削減、一次エネルギー供給量の半分を再生可能エネルギーで調達するとの姿がある。
- その場合、エネルギーの需要密度が低く再生可能エネルギーの余剰分が生じる地域から、東京などのエネルギー需要密度が高い地域に、再生可能エネルギーが供給され、逆に資金が東京から移転される可能性がある。

(参考3-4)CO2排出密度マップ



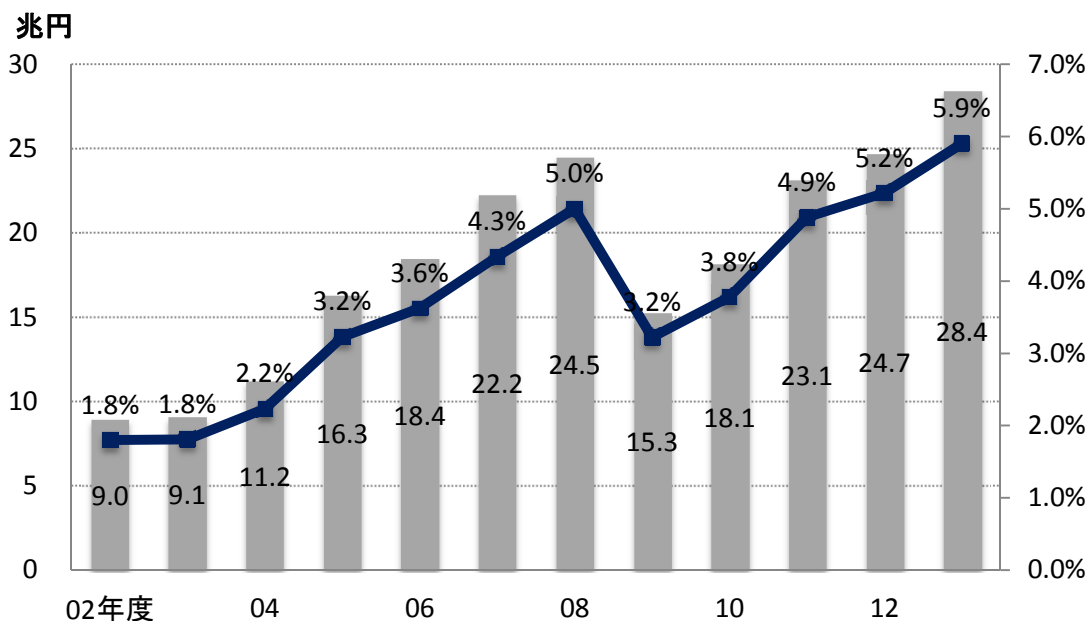
水俣市の調査によれば、同市の再エネポテンシャルは現時点の需要を上回るとの結果を得ている。

また、他の多くの自治体でも同様の調査結果がある。

(参考3-5)地域のエネルギー代金支払い額

- ✓ 電気・重油等のエネルギー代金の支払いによって、多くの地域で地域内総生産の約8%に相当する額が地域外、海外へ流出している。

化石燃料への支払い額(純輸入)とGDP比



出所:財務省貿易統計

温室効果ガス80%削減社会の実現は、年間40兆円のエネルギー代金の海外・地域間の再配分をもたらすもの、とも考えられる。

エネルギー産業の付加価値額のGDP比

	付加価値額 (10億円)
石油製品	5,495
石炭製品	179
電力	6,656
都市ガス	835
合計	13,165
GDPに占める割合	2.7%

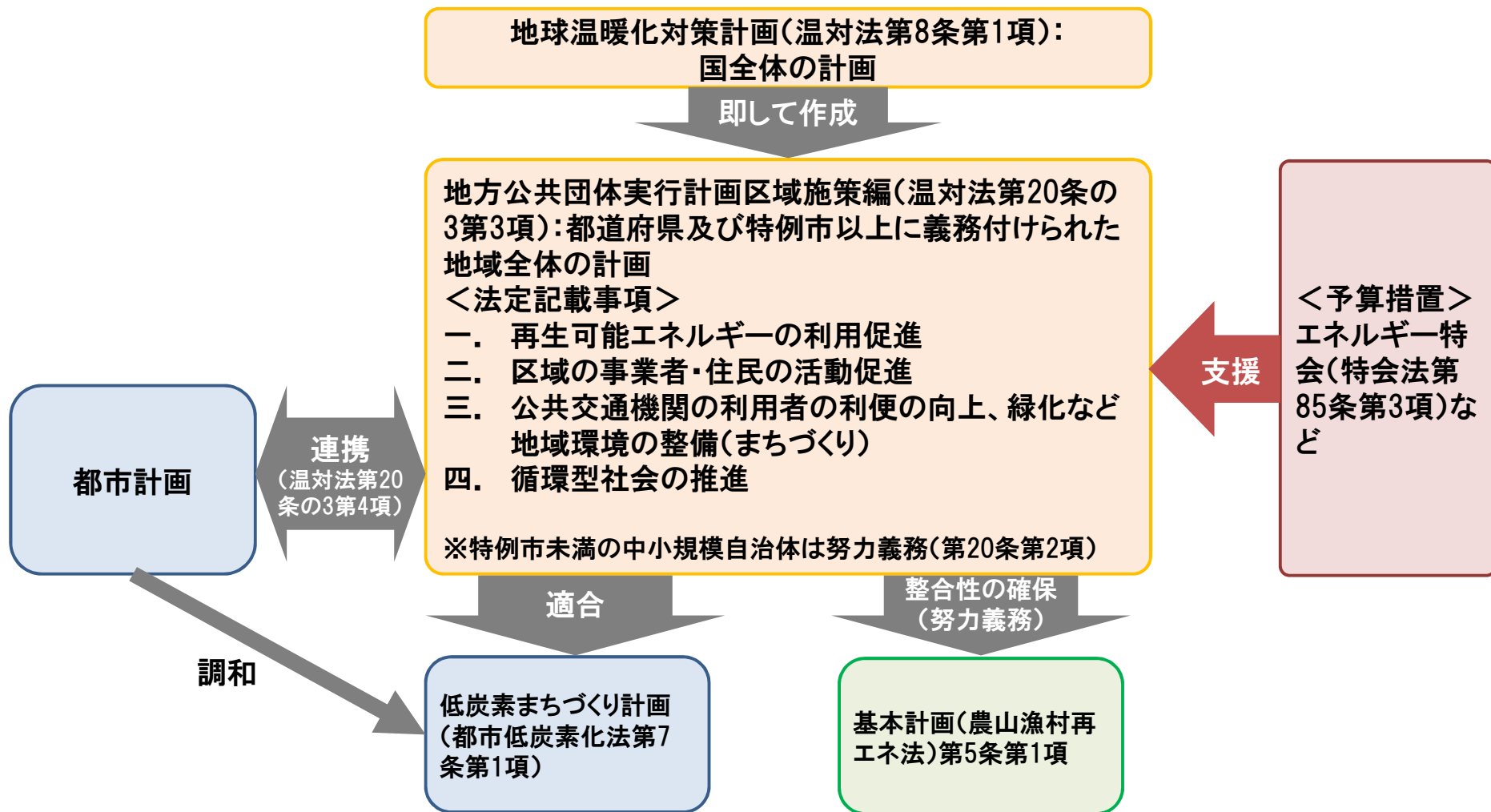
出所:H22年産業連関表 延長表より作成

化石燃料の輸入額はGDPの約5.9% (2013年度)、国内のエネルギー産業の付加価値額はGDP比約2.7%。

地域内に発電所等の大きなエネルギー関係事業所を持たない地域は、地域内総生産の8%以上の金額を地域外に支払っていると言える。

(参考3-6)地域の低炭素施策の法体系【概略】

- 地域の低炭素化に係る法体系の概略は次のとおり



(参考3-7)国と地方の役割分担(実行計画の立法背景)

- 我が国の2050年80%削減との温室効果ガスの削減目標を達成するためには、国と地方公共団体の双方が、それぞれの権限を適切に行使するなど最大限の努力をする必要がある。
- 実行計画に記載すべき4項目は、地方公共団体に期待される分野を法定化したものであり、特に、活動量(自動車走行量、床面積)について、比較的経済中立的に政策的に影響を与える観点からは、地方公共団体の権限は極めて大きいと言える。

温室効果ガス
排出量

=

活動量

×

エネルギー消
費原単位

×

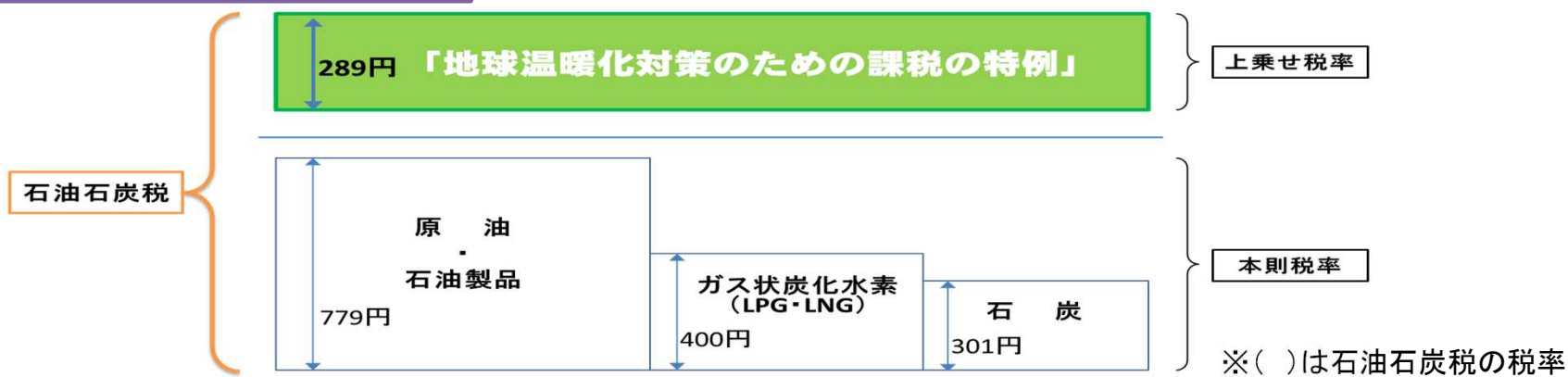
排出係数

温対法第20条の3第3項の該当号	地方公共団体に特に期待される事項	主な効果
再生可能エネルギー(第1号)	FIT法に代表されるように再生可能エネルギーに係る外部経済の内部化など、全国統一的な制度の整備は国の役割である。他方、再生可能エネルギーは、その賦存量や利用形態など地域差が大きく、また、実際の導入(事業化等を含む。)に当たっては、地方公共団体のコーディネート等が不可欠な場合が多い。	排出係数の改善
区域の事業者・住民の活動促進(第2号)	国は、算定・報告・公表制度、地球温暖化対策税、国民運動等によって、事業者、国民の活動の促進を行っているが、特に法制度は大規模事業所が対象で、中小企業への取組等きめ細やかな対応には執行上限界があり、地方公共団体の役割が大きい。	各部門の原単位改善
公共交通の利用者の利便の増進等その他地域環境の整備(第3号)	この規定は、土地利用と交通施策(コンパクトシティ施策)、地域熱供給の導入、緑化など、いわゆる面的な対策を念頭において導入された。地域の公共交通機関への支援、また、都市計画等をはじめとする土地利用施策は、その運用の多くが地方公共団体に権限があり、かつ、その行使の在り方が温室効果ガスの排出量に大きな影響を与える。 特に本規定の実効性を高める観点で第20条の3第4項(都市計画等との連携)が規定された。	産業、業務の原単位改善、活動量(自動車走行量、床面積)の適正化
循環型社会の推進(第4号)	廃棄物処理や資源循環に係る施策については、非エネルギー資源CO2の排出量等と関係が深い。本規定は、環境基本計画に基づく低炭素・循環・自然共生施策の統合を、具体的制度として規定した先事例とも言える。	非エネルギー起源CO2の削減

(参考3-8)地球温暖化対策税の概要

- 全化石燃料に対してCO2排出量に応じた税率(289円/CO2トン)を上乗せ
- 平成24年10月から施行し、3年半かけて税率を段階的に引上げ(平成26年4月から2段階目の引上げ)
- 石油石炭税の特例として、歳入をエネルギー特会に繰り入れ、我が国の温室効果ガスの9割を占めるエネルギー起源CO2排出抑制対策に充当

CO2排出量1トン当たりの税率



段階施行

課税物件	本則税率	H24年10/1~	H26年4/1~	H28年4/1~
原油・石油製品 [1kℓ当たり]	(2,040円)	+250円 (2,290円)	+250円 (2,540円)	+260円 (2,800円)
ガス状炭化水素 [1t当たり]	(1,080円)	+260円 (1,340円)	+260円 (1,600円)	+260円 (1,860円)
石炭 [1t当たり]	(700円)	+220円 (920円)	+220円 (1,140円)	+230円 (1,370円)

(注)例えば、ガソリンの増税分760円を1ℓあたりで換算すると0.76円相当(平成28年4月~)となる。

税収

H25年度：約900億円 / H26・H27年度：約1,700億円 / H28年度以降：約2,600億円

➡ 再生可能エネルギー大幅導入、省エネ対策の抜本強化等に活用

(参考3-9)自然環境の維持・回復の必要性

森・里・川・海といった自然環境が提供する生態系サービスの恩恵は、全ての国民が享受。

人口減少

気候変動

高齢化

過剰開発

過疎化

つながりの喪失

近年、様々な要因により、我が国の自然環境は荒廃し、国民の暮らしにも影響。

国民の暮らしを支える森・里・川・海

土砂災害を防ぎ、豊かな水を育む

森

生命の恵みを活かし安全で豊かな暮らしを育む

里

災害に強く、魚湧く

海

しなやかで、生命があふれる

川

生態系サービス

安全・安心・清く豊かな水
安全で美味しい食糧
バイオマス・地域特産品
レクリエーション・癒やし

顕在化する暮らしへの影響

□ 森林・里地里山の荒廃

人の利用がなくなり、人工林の荒廃、耕作放棄地の増加が進み、水源涵養、国土保全機能等の低下、身近な生物の減少が懸念。



□ 鳥獣被害の深刻化

狩猟者の減少、積雪量の減少などにより、野生鳥獣の個体数が増加。食害による森林荒廃、農林業被害が深刻化。



□ 資源の枯渇

森・里・川・海のとつながりが失われ、乱獲や海洋環境の変動なども相まって、ウナギなどの身近な資源が枯渇。



□ ふれあいの機会の減少

荒廃した里地里山はアクセスが困難になり、子供達が自然にふれあう機会の減少が懸念。



森・里・川・海の連環に着目し、国民的運動として、自然環境の維持・回復に取り組むことが必要

4. スケジュールと検討内容(予定)

	開催時期	検討内容
第1回	10月30日	<ol style="list-style-type: none">1. 循環共生型の地域づくりに向けた検討会について2. 環境政策と経済社会政策との関係の分析3. 水俣市の取組の紹介4. 論点整理
第2回	11月21日	<ol style="list-style-type: none">1. ケーススタディの進捗状況の報告①2. 循環共生型の地域づくりに向けた自治体の低炭素施策等と支援の方向性3. その他
第3回	12月12日	<ol style="list-style-type: none">1. ケーススタディの進捗の報告②2. 循環共生型の地域づくりに向けた自治体の低炭素施策等と支援の具体的なイメージ3. その他
第4回	1月中	中間とりまとめ